

## 両立指標に関する指針

### 1 趣旨

急速な少子化を招いている要因として、出産・子育てと働き方をめぐる問題が強く指摘されている。加えて、高齢化に伴う要介護者の増加等により、労働者にとって仕事と介護との両立が一層重要な課題となりつつある。このような状況の中で、働きながら子どもを産み育てやすい、また、介護との両立が可能な雇用環境を整備していくことは、少子化の流れを変える上でも、我が国の社会経済の活力を維持していく上でも、重要かつ喫緊の課題となっている。

仕事と家庭とを両立できる雇用環境の整備は、企業の自主的な取組が基本であり、これを進めるためには、企業が、自社の両立支援制度を点検、評価し、その結果を踏まえ取組を進めることができるのである。よって、本指針は、企業の両立支援制度を評価する尺度として「両立指標」を示し、企業における雇用環境の整備を促すものである。

### 2 両立指標の基本的考え方

両立指標は、企業における仕事と家庭との両立支援対策の進展度合いや不足度合いを客観的に評価できるようにするために、以下の基本的考え方に基づき、別紙1のとおり策定する。また、各分野の得点、得点率を算出する際の得点集計表を別紙2のとおり策定する。

両立指標の評価結果に基づき、企業が不足している対策等を自ら把握し、自主的な取組を一層推進することを期待するものである。

- (1) 次の5つの分野に分類し、両立支援制度の規定状況、利用状況等の合計62の指標により評価することとしていること。
  - ① 両立支援のための環境整備
  - ② 仕事と育児の両立支援 制度整備状況
  - ③ 仕事と育児の両立支援 利用状況
  - ④ 仕事と介護の両立支援 制度整備状況
  - ⑤ 仕事と介護の両立支援 利用状況
- (2) 両立指標は、企業における両立支援制度のより一層の充実を目指すものであることから、単に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において義務付けられている水準で取組を実施しているかを評価するのではなく、より積極的な取組を実施している

かを評価することとしていること。

- (3) 企業全体としての取組の程度、分野ごとの取組の程度については、各指標を点数化し、それを加算して得られる点数の得点率で定量的に評価することとしていること。
- (4) 各指標の点数については、その重要度に応じて5点、10点及び15点の3段階で重み付けを行うこととしていること。

### 3 両立指標の利用方法

両立指標は以下のような利用が可能である。

- (1) 自社の両立支援制度の規定状況、利用状況等を点検する。
- (2) 定期的に採点することにより、経時的な変化を把握するとともに、目標値を設定して達成状況を評価する。  
加えて、厚生労働省が運営している「両立診断サイト」を活用することにより、以下のような利用が可能である。
- (3) インターネット上で自社の両立支援制度を診断し、分野間の得点率のバランスを視覚的に把握する。
- (4) 同地域、同業種、同規模等の企業との比較により、自社の両立支援制度の整備状況、利用状況等を把握する。

両立指標		選択肢及び配点				
		①	②	③	④	⑤
分野1 両立支援のための環境整備						
1の1	仕事と家庭の両立支援への取組の考え方が、経営や人事の方針として明文化されていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1の2	仕事と家庭の両立に配慮する必要性について、管理職研修のメニューに取り入れる等して管理職に徹底を図っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の3	育児や介護その他ボランティア等と仕事を両立するための休業や短時間勤務等の支援制度を周知し、利用しやすいように、従業員に働きかけていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の4	社内アンケートやヒアリング等により、従業員の意見・要望を取り上げて、仕事と家庭の両立のための改善を行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の5	仕事と家庭の両立の取組を進めるために、労働組合や従業員代表と協議・話し合いをしていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の6	年次有給休暇は半日単位又は時間単位で取得できますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1の7	年次有給休暇の取得促進のための措置をとっていますか。（計画的付与制度の導入、年間の取得計画の策定、取得日数及び取得率の目標設定等）	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の8	過去1年間の年次有給休暇の取得率は、企業全体で平均して何%ですか。 (式) 全取得日数／全付与日数(繰越日数を含まない) × 100 (%)	70%以上 10/10	50%以上 70%未満 5/10	50%未満 0/10		
1の9	所定外労働の削減のための措置をとっていますか。（ノー残業デー・ノー残業 ウィークの導入・拡充、労使の話し合いの機会の整備、時間外労働協定における延長時間の短縮等）	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の10	過去1年間において、従業員1人当たりの各月毎の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数が各月毎に全て45時間未満であり、かつ過去1年間において、平均した1月当たりの法定時間外労働時間が60時間以上である従業員はいませんでしたか。（短時間労働者を除く。）	はい 15/15	いいえ 0/15			
1の11	子どもの学校行事への参加のための休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇、リフレッシュ休暇、不妊治療休暇等の多様な休暇制度がありますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の12	育児・介護目的以外の利用も可能とする次のいずれかの制度がありますか。また過去3年間にそれを利用した従業員がいますか。 (1)短時間勤務制度 (2)フレックスタイム制度 (3)始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (4)所定外労働をさせない制度	①制度があり、利用者がいる 10/ 10	②制度はあるが、利用者はいない 5/ 10	③制度としてはないが、利用者はいる 5/ 10	④制度としてもないし、利用者もない 0/ 10	
1の13	仕事と生活の両立の観点から、勤務時間や勤務地等について従業員の希望を開く制度がありますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1の14	在宅勤務制度がありますか。また過去3年間に在宅勤務をした従業員がいますか。	①制度があり、利用者がいる 10/ 10	②制度はあるが、利用者はいない 5/ 10	③制度としてはないが、在宅勤務者はいる 5/ 10	④制度としてもないし、在宅勤務者もいない 0/ 10	
1の15	育児・介護休業取得者・短時間勤務利用者が出了場合、代替要員を配置する配慮をしていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			

1の16	子どもの急病、介護対象者の急な容態の悪化等により、急に従業員が不在になることがあっても対応できるよう、業務のやり方や人材育成を工夫していますか。	はい 5/5	いいえ 0/5		
1の17	育児・介護休業終了後は、原則として原職又は原職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されていますか、又は運用上原職復帰を原則としていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
1の18	育児・介護休業をした従業員の円滑な職場復帰のため、希望者に対し、休業中及び復帰の直前直後に教育訓練の機会を提供していますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
1の19	育児・介護休業後従業員が復職しやすくなるため、希望者に対し、休業中に、業務に関する資料や社内の様子を伝える資料を送付する等の情報提供を行っていますか。（インターネットを利用した提供も含む。）	はい 10/10	いいえ 0/10		
1の20	育児、介護等を理由に退職した従業員を対象とした再雇用の制度や慣行がありますか。	制度がある 10/10	制度はないが慣行はある 5/10	制度も慣行もない 0/10	
1の21	育児休業取得後に管理職となった従業員がいますか。	はい 5/5	いいえ 0/5	管理職になる時期の育児休業取得経験者なし 0/0	
1の22	過去3年間で育児や介護を理由とした退職者は減りましたか。	はい 5/5	いいえ 0/5	育児や介護を理由とした退職者はいなかった 5/5	過去3年間に育児や介護をする必要のある従業員はいなかつた 0/0
1の23	育児休業終了後復職した者のうち、過去3年間に育児を理由に退職した者の割合は何%ですか。	0% 10/10	0%を超えて10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0
1の24	介護休業終了後復職した者のうち、過去3年間に介護を理由に退職した者の割合は何%ですか。	0% 10/10	0%を超えて10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0
1の25	3年前と比較して、女性の平均勤続年数は男性の平均勤続年数と比べて、どのように変わりましたか。（現在、女性の平均勤続年数が男性と同じ又は長い場合は、「男女差が縮小した」を選択してください。）	男女差が縮小した 5/5	男女差は変わらない 0/5	男女差が拡大した 0/5	
1の26	育児と仕事を両立について、制度の利用事例を広報誌で取り上げたり、制度紹介のハンドブックを従業員に配付する等、制度の利用促進のための情報提供を行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5		
1の27	育児と仕事を両立する従業員に対し、育児休業中の従業員同士又は育児休業経験者との懇談会の設定等、情報交換のサポートを行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5		
1の28	仕事と介護との両立に関する法律、自社の制度、国や自治体の支援制度等について、従業員の理解を深めるために、情報提供や研修等を行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5		
分野1 得点					
※1の21で選択肢③、1の22、23及び24で選択肢④と回答した企業は、210点満点からそれぞれの指標の満点を減じてください。					
／210点満点					

分野2 仕事と育児の両立支援 制度整備状況	①	②	③	④	⑤
育児休業					

【法律で定める育児休業制度】とは？

1. 育児休業は、原則として、子が出生した日から子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの労働者が申し出た期間、1回取得できます。
2. ただし、次のいずれにも該当する場合は、子が1歳に達した日の翌日から子が1歳6か月に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができます。
  - ① 育児休業に係る子が1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
  - ② 1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合

※平成29年10月1日からは上記2の通り申し出て休業し、1歳6か月に達した日時点で保育所に入所できない等の事由がある場合には、子が1歳6か月に達した日の翌日から最長子が2歳に達する日までの期間について、再度事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができます。
3. パパ・ママ育休プラスに該当する場合(次のいずれにも該当する場合)は、育児休業の対象となる子の年齢が、原則1歳に満たない子から、1歳2か月に満たない子に延長されます。ただし、育児休業を取得できる期間は、出生日及び産後休業期間も含め1年間です。
  - ① 育児休業を取得しようとする労働者(「本人」)の配偶者が、子の1歳に達する日以前に育児休業をしていること
  - ② 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
  - ③ 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日以降であること
4. 子の出生後8週間以内の期間内にされた最初の育児休業については、特別な事情がなくても再度の取得が可能です。

2の1	育児休業制度は、上記【法律で定める育児休業制度】2及び3の要件に該当しない場合でも、本人が希望すれば子が1歳以降も取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
2の2	育児休業制度は、上記【法律で定める育児休業制度】3の要件に該当しない場合でも、本人が希望すれば1年間を超えて取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
2の3	育児休業制度は、上記【法律で定める育児休業制度】2及び4の場合に限らず、子1人につき複数回取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			

子の看護休暇

【法律で定める子の看護休暇】とは？

小学校就学前までの子を養育する労働者は、申出により、1年度に5日(子が2人以上の場合は10日)を限度として、1日もしくは時間単位(注)で子の看護休暇を取得することができます。(注)令和2年12月31日までは半日単位

2の4	子の看護休暇は、従業員1人につき、その子が1人の場合は6日以上、その子が2人以上の場合は11日以上取得することができますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
2の5	子の看護休暇は、いわゆる「中抜け」(就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること)で取得できる等法定を上回る利用が可能となっていますか。(時間単位、半日単位は該当せず。)	はい 10/10	いいえ 0/10			

育児短時間勤務

【法律で定める育児短時間勤務制度】とは？

1. 3歳に満たない子を養育する労働者について、希望すれば利用できる短時間勤務制度を制度化しなければなりません。
2. 短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間(5時間45分～6時間)とする措置を含むものとしなければなりません。

2の6	3歳以降も利用できる育児のための短時間勤務制度がありますか。	ある 10/10	ない 0/10			
2の7	育児のための短時間勤務制度は、子1人につき複数回取得することができますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
2の8	育児のための短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を5時間45分～6時間とする制度の他に、1日の所定労働時間の短縮の幅を選択したり、週又は月の所定労働時間・日数を短縮したりすることもできる制度となっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			

## 所定外労働の免除

### 【法律で定める所定外労働をさせない制度】とは？

3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が請求した場合、各企業で定めている所定労働時間を超えて労働をさせない制度です。  
※ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、1か月24時間、年間150時間を超える法定時間外労働を制限する制度とは異なります。

2の9	育児のために利用できる所定外労働をさせない制度がありますか。（就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。）	ある(3歳以降も対象) 10/10	ある(3歳未満を対象) 0/10	制度がない 0/10	
<b>その他</b>					
2の10	育児のために利用できるフレックスタイム制度がありますか。（就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。）	制度がある 10/10	制度がない 0/10		
2の11	育児のために利用できる始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（1日の所定労働時間は変わらない。）の制度がありますか。（就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。） (例) 通常の従業員が9:00～17:00の勤務（昼休み1時間）の場合、9:30～17:30の勤務（昼休み1時間）とすること。	制度がある 10/10	制度がない 0/10		
2の12	事業所内保育施設がありますか。ある場合、入所できる子の年齢はどのようになっていますか。	施設がある(0歳児入所可) 10/10	施設がある(0歳児入所不可) 5/10	事業所内保育施設はない 0/10	
2の13	小学校就学前までの子の育児にも利用できる休暇制度がありますか。（年次有給休暇、看護休暇等を除く。）	制度がある 10/10	制度がない 0/10		

## 分野2 得点

### 分野3 仕事と育児の両立支援 利用状況

①	②	③	④	⑤
80%以上 15/15	80%未満 0/15	出産者なし 0/0		
13%を超える 15/15	7%を超える13%以下 10/15	0%を超える7%以下 5/15	0% 0/15	配偶者出産なし 0/0
いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	制度利用の対象者はいなかった 0/0		
①制度があり、かつ援助を受けた従業員がいた 15/15	②制度はあるが、援助を受けた従業員はいなかった 10/15	③制度としてはないが、援助を受けた従業員はいた 10/15	④制度としてもないし、援助を受けた従業員もいなかった 0/15	

## 分野3 得点

※ 3の1で選択肢③、3の2で選択肢⑤、3の3～3の7で選択肢③と回答した企業は、95点満点からそれぞれの指標の満点を減じてください。

／130点満点

／95点満点

分野4 仕事と介護の両立支援 制度整備状況	①	②	③	④	⑤
介護休業					

【法律で定める介護休業制度】とは？

- 介護休業とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態(要介護状態)にある対象家族を介護するためにする休業をいいます。  
※対象家族は、法律では、「①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) ②父母 ③子 ④祖父母、兄弟姉妹及び孫 ⑤配偶者の父母」などとされています。
- 介護休業の期間は、対象家族1人について、3回まで、通算して93日を限度として、労働者が申し出た期間です。

4の1	介護休業制度は、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して94日以上取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
4の2	介護休業制度は、要介護状態にある対象家族1人につき、4回以上取得することができるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		

介護休暇					
------	--	--	--	--	--

【法律で定める介護休暇】とは？

対象家族を介護する労働者は、申出により、1年度に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)を限度として、1日もしくは時間単位(注)で、介護休暇を取得することができます。(注)令和2年12月31日までは半日単位

4の3	介護休暇は、法定を上回る日数を取得できますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
4の4	介護休暇は、いわゆる「中抜け」(就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること)で取得できる等法定を上回る利用が可能となっていますか。(時間単位、半日単位は該当せず。)	はい 10/10	いいえ 0/10		

介護のための所定労働時間の短縮等の措置

【法律で定める対象家族の介護のための所定労働時間の短縮等の措置】とは？

介護のための所定労働時間の短縮等の措置とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態(要介護状態)にある対象家族(※1)を介護する労働者について、3年の間で2回以上所定労働時間の短縮等の措置を講じなければならないこととされています。その措置は、次のいずれかの方法で講じることが必要です。

- 短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度、週又は月の所定労働時間を短縮する制度、週又は月の所定労働日数を短縮する制度、労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度)、②フレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度(※2)

※1 対象家族は、法律では、「①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) ②父母 ③子 ④祖父母、兄弟姉妹及び孫 ⑤配偶者の父母」としています。

※2 ④の介護サービスとは対象家族を現実かつ直接に介護するサービスをいい、介護情報の提供、介護機器の貸出等そのサービスを利用することによっても、当然にはその労働者が対象家族を介護する必要性がなくなるものは含まれません。また、当該措置については申出回数が2回までという上限は適用されず、3年の間で何度も申出可能とする必要があります。

4の5	介護のために利用できる以下の制度がありますか。ある場合、法定以上の制度ですか。				
-----	---	--	--	--	--

(1) 短時間勤務制度

(2) フレックスタイム制度  
(就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。)

①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		
①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		

(3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度 (就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。)		①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		
(4) 介護サービスに関連する費用を助成する制度（ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等要介護状態にある家族を現実かつ直接に介護するサービスに対する助成に限る。）その他これに準ずる制度（就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。）		①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		
分野4 得点						
／80+15点満点 (4の5について、制度が2つ以上ある場合は、2制度目から5点を加算し、95点満点とする)						
①	②	③	④	⑤		
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 0/10	家族を介護する必要のある従業員はいない、又は把握できない 0/0				
いた 10/10	いなかつた 5/10	③制度としてはないが、援助を受けた従業員はいなかった 5/10	④制度としてもない、援助を受けた従業員もいなかった 0/10			
／80点満点						
／610点満点						

**総得点**

## 得点集計表

別紙2

分野1	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
1の1	はい 10／10	いいえ 0／10					10
1の2	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の3	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の4	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の5	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の6	はい 10／10	いいえ 0／10					10
1の7	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の8	70%以上 10／10	50%以上 70%未満 5／10	50%未満 0／10				10
1の9	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の10	はい 15／15	いいえ 0／15					15
1の11	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の12	①制度が あり、利 用者がい る 10／10	②制度は あるが、 利用者は いない 5／10	③制度は ないが、 利用者が いる 5／10	④制度と してもな いし、利 用者もい ない 0／10			10
1の13	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の14	①制度が あり、利 用者がい る 10／10	②制度は あるが、 利用者は いない 5／10	③制度は ないが在 宅勤務者 はいる 5／10	④制度と してもな いし、在 宅勤務者 もいない 0／10			10
1の15	はい 10／10	いいえ 0／10					10
1の16	はい 5／5	いいえ 0／5					5
1の17	はい 10／10	いいえ 0／10					10
1の18	はい 10／10	いいえ 0／10					10
1の19	はい 10／10	いいえ 0／10					10
1の20	制度があ る 10／10	制度はな いが慣行 はある 5／10	制度も慣 行もない 0／10				10

1の21	はい 5/5	いいえ 0/5	管理職になる時期の育児休業取得経験者なし 0/0				5又は0
1の22	はい 5/5	いいえ 0/5	育児や介護を理由とした退職者はいなかった 5/5	過去3年間に育児や介護をする必要のある従業員はいなかった 0/0			5又は0
1の23	0% 10/10	0%を超える 10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0			10又は0
1の24	0% 10/10	0%を超える 10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0			10又は0
1の25	男女差が縮小した 5/5	男女差は変わらない 0/5	男女差が拡大した 0/5				5
1の26	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の27	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の28	はい 5/5	いいえ 0/5					5
分野1 合計(得点及び満点)					点	点	得点率(%)

分野2	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
2の1	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の2	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の3	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の4	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の5	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の6	ある 10/10	ない 0/10					10
2の7	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の8	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の9	ある(3歳以降も対象) 10/10	ある(3歳未満が対象) 0/10	制度がない 0/10				10

2の10	制度がある 10／10	制度がない 0／10					10
2の11	制度がある 10／10	制度がない 0／10					10
2の12	施設がある(0歳児入所可) 10／10	施設がある(0歳児入所不可) 5／10	事業所内保育施設はない 0／10				10
2の13	制度がある 10／10	制度がない 0／10					10
分野2 合計(得点及び満点)					点	点	得点率(%)

分野3	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
3の1	80%以上 15／15	80%未満 0／15	出産者なし 0／0				15又は0
3の2	13%を超える 15／15	7%を超える 13%以下 10／15	0%を超え 7%以下 5／15	0% 0／15	配偶者出産なし 0／0		15又は0
3の3	いた 10／10	いなかつた 0／10	育児中の従業員はいなかつた 0／0				10又は0
3の4	いた 10／10	いなかつた 0／10	育児中の従業員はいなかつた 0／0				10又は0
3の5	いた 10／10	いなかつた 0／10	育児中の従業員はいなかつた 0／0				10又は0
3の6	いた 10／10	いなかつた 0／10	育児中の従業員はいなかつた 0／0				10又は0
3の7	いた 10／10	いなかつた 0／10	制度利用の対象者はいなかつた 0／0				10又は0

3の8	①制度があり、かつ援助を受ける従業員がいた 15／15	②制度はあるが、援助を受けた従業員はいなかつた 10／15	③制度としてはないが、援助を受けた従業員はいた 10／15	④制度としでもないし、援助を受けた従業員もいなかつた 0／15			15
分野3 合計(得点及び満点)							得点率(%)
					点	点	

分野4	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
4の1	はい 10／10	いいえ 0／10					10
4の2	はい 10／10	いいえ 0／10					10
4の3	はい 10／10	いいえ 0／10					10
4の4	はい 10／10	いいえ 0／10					10

4の5について、制度が2つ以上ある場合は、2制度目から5点を加算し、95点満点とする

4の5(1)	①制度がある(法定を上回る) 10／10	②制度がある(法定どおり) 0／10	③制度がない 0／10				10+5
4の5(2)	①制度がある(法定を上回る) 10／10	②制度がある(法定どおり) 0／10	③制度がない 0／10				10+5
4の5(3)	①制度がある(法定を上回る) 10／10	②制度がある(法定どおり) 0／10	③制度がない 0／10				10+5
4の5(4)	①制度がある(法定を上回る) 10／10	②制度がある(法定どおり) 0／10	③制度がない 0／10				10+5
分野4 合計(得点及び満点)							得点率(%)
					点	点	

分野5	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
5の1	いた 10／10	いなかつ た 0／10	家族を介 護する必 要のある 従業員は いない、 又は把握 できない 0／0				10又は0
5の2	いた 10／10	いなかつ た 0／10	家族を介 護する必 要のある 従業員は いない、 又は把握 できない 0／0				10又は0
5の3	いた 10／10	いなかつ た 0／10	家族を介 護する必 要のある 従業員は いない、 又は把握 できない 0／0				10又は0
5の4	いた 10／10	いなかつ た 0／10	家族を介 護する必 要のある 従業員は いない、 又は把握 できない 0／0				10又は0
5の5	いた 10／10	いなかつ た 0／10	家族を介 護する必 要のある 従業員は いない、 又は把握 できない 0／0				10又は0
5の6	いた 10／10	いなかつ た 0／10	家族を介 護する必 要のある 従業員は いない、 又は把握 できない 0／0				10又は0
5の7	いた 10／10	いなかつ た 0／10	家族を介 護する必 要のある 従業員は いない、 又は把握 できない 0／0				10又は0

5の8	①制度があり、かつ援助を受けた従業員がいた 10／10	②制度はあるが、援助を受けた従業員はいなかつた 5／10	③制度としてはないが、援助を受けた従業員はいた 5／10	④制度としてもないし、援助を受けた従業員もいなかつた 0／10			10
分野5 合計(得点及び満点)					点	点	得点率(%)
総得点及び満点					点	点	得点率(%)